

共同募金への寄付には税制上の優遇措置があります

個人の寄付の場合

寄付金が2千円を超える場合、所得税の寄付金控除および住民税の寄付金税額控除の対象となります。所得税における控除では、所得控除か税額控除のどちらかを選択することができます。

法人の寄付の場合

株式会社などの法人の場合は、寄付される金額について「全額損金」扱いとなります。※税の控除を受けるには領収書が必要です。控除に必要な領収書の発行を希望する場合は、払込取扱票通信欄の該当する部分を○で囲んでください。

■各エントリー団体、福島県共同募金会事務局でも寄付をお預かりいたします。銀行口座（東邦銀行）へのお振込みも可能です。詳しくは福島県共同募金会へお問合せください。



エントリー団体一覧

1 特定非営利活動法人 **ビーンズふくしま** 〒960-8066 福島県福島市矢剣町22-5
TEL・FAX 024-563-6255
<http://www.beans-fukushima.or.jp/>

2 特定非営利活動法人 **子育て支援コミュニティプチマン** 〒963-8041 福島県郡山市富田町字大徳南2-23
TEL・FAX 024-983-1925
<http://blog.goo.ne.jp/petitmaman-info>

3 特定非営利活動法人 **あだたら青い空** 〒964-0074 福島県二本松市岳温泉二丁目20-11
TEL・FAX 0243-24-1518
<http://www.adatara-aoisora.com/>

お問い合わせ先 社会福祉法人 福島県共同募金会

〒960-8141
福島市渡利字七社宮111(福島県総合社会福祉センター内)
電話 024-522-0822 / FAX 024-528-1234
<http://akaihane-fukushima.or.jp/>

(ご注意)
・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりとご記入ください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
・この用紙は、ATMでは使用できません。
・この払込書をゆうちょ銀行または郵便局の渉外員にお預けになる場合は、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
・この用紙による払込料金は、ご依頼様が負担することとなります。
・ご依頼様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。

平成29年度

使いみちを選んで寄付する!
団体ががんばる!地域が良くなる!

地域課題解決型募金



寄付受付期間：平成30年1月1日から3月31日まで

「地域課題解決型募金」とは

地域には、子どもの貧困や障がい者の生活支援など、様々な課題があふれています。市民レベルでこのような課題の解決に取り組む活動は、県内でも多数展開されていますが、多くの場合、ボランティア団体やNPOは、活動資金の調達に課題を抱えています。

そこで、福島県共同募金会では、地域課題を解決するために立ち上がった人々を直接応援するしくみとしてこのプログラムをご用意いたしました。地域課題の解決に取り組むボランティア団体やNPOの皆様は、自らその必要性を訴えて資金を調達することができ、寄付者の皆様は、共感する団体を選んで寄付を行い、直接応援することができます。ご寄付により、NPO団体の活動が活発となり、地域がよくなることを目指しています。

皆様の暖かい気持ちを、赤い羽根共同募金にお寄せください。

社会福祉法人 福島県共同募金会

